

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問の発言についてを議題といたします。

去る6月10日の一般質問における吉原経夫議員の発言について議会運営委員会において審査したところ、発言の取り消しをすべきものと決定し、取り消すべき部分の確認を正副議長に一任することとし、最終日に議長から発言取り消しを命ずるものとするという結果でありました。よって、地方自治法第129条第1項の規定により一般質問における吉原経夫議員の発言のうち関係する発言の取り消しを命じます。

なお、関係部分の発言については会議規則第126条の規定により議事録に記載しないことといたします。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~  
○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。一般質問の発言の取り消しでございます。私としては大変不本意ではございますが、議長、副議長初め議員の皆様の総意でございますので取り消しについては同意をいたします。また、議長、副議長初め皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。謝罪をさせていただきます。どうも済みませんでした。

日程第2、議案第1号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

総務教育常任委員会は6月13日午前10時より開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第1号大治町税条例等の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

個人町民税の非課税の範囲の部分でこの単身児童扶養者というのはとの問いに対しまして、単身児童扶養者の対象者につきましては児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者ということであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

福祉建設常任委員会は6月14日午前10時より開会いたしました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告します。

議案第2号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。この条例改正の国民健康保険税の課税限度額の見直し、つまり引き上げの部分でございます。今、大治町の国民健康保険特別会計、2億円以上の基金、貯金がございます。地方税法の規定及び地方税法施行令の改正に伴うものではございますが、上げる必要のないものでございます。町民負担も非常にふえるものでございます。よって、この条例改正について反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

5番若山照洋です。議案第2号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は国民健康保険の運営を安定した持続可能な医療保険制度とするために課税限度額の引き上げと低所得者に係る基準額が引き上げられる内容となっております。保険税負担の公平性を確保する観点からやむを得ないと考えます。吉原議員は基金があるから引き上げる必要はないと発言していますが、今年度の当初予算の説明でありましたが、この基金は国保の広域化を踏まえ今年度から支払準備基金から繰り入れし、今後の円滑な運営のための財源として活用していくと示されています。一時的に保険税の増税を抑制するための支払準備基金でないことは明らかであります。よって、私は本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号大治町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第3号大治町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第4号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第5号大治町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。下水道使用料は消費税の課税対象でございます。よって、行政側が10月1日から消費税10%引き上げの予定に伴い条例改正の提案をしている。これについては理解できるものでございますが、私、10月1日からの消費税10%引き上げに反対する立場でございます。よって、この条例改正を到底認めることができません。よって、反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。大治町下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

今回の下水道条例の改正は、令和元年10月1日から消費税法の一部改正に伴い本条例を改正するものであります。また、下水道条例につきましても12月分として徴収する使用料から消費税率10%が適用され、検針日によって不公平が出ないような措置がされているものであります。この案件に賛成するものでございます。皆様の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号令和元年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第6号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第6号令和元年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

工事請負費の中で中学校夜間照明設備設置工事は全体で6基という話で進んでいるが、6基一遍にやると運動場全体を占めることになる。1基ごとにやると工期が長くなるが、これに対する考えはどの問いに対しまして、工期は今後決定した業者と詰めていく。一遍にできないのである程度分割しながらやっていく考えである。また、その都度学校側と協議をしながら行っていくとの答弁でした。

備品購入費で西小のげた箱をかえるということで提案されているが、今設置してあるものの劣化状況は、確認はしたのか。また、購入予定のげた箱は何足分で何人ぐらいの靴が入る予定なのかとの問いに対しまして、学校からげた箱が劣化しているとの報告があり早速学校へ行き状況を確認した。また、1台で18人分入るげた箱を9台購入予定であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第6号令和元年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告いたします。

プレミアム付商品券で前回蟹江町、飛島村とで利用できましたが今回はどうか。また、

いつから販売するのかの質問に対して、各担当の方々と検討しましたが調整が難航し今回各町村で事業を行うことになった。販売期間はことしの10月1日から来年2月末を予定している。

次に、浄水場公園の遊具の設置について。895万8000円の内訳をの質問に対し、児童用遊具が470万円程度、幼児用が190万円程度、残りは現遊具の解体撤去費用などを計上しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第6号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第7号について、福祉建設常任委員会から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第7号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号令和元年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第9号について、福祉建設常任委員会から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第9号令和元年度大治町一般会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号工事請負契約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第8号工事請負契約について。

平成31年4月26日、事後審査型一般競争入札に付した大治西小学校トイレ改修工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和元年6月5日提出、大治町長。

本件の大治西小学校トイレ改修工事の請負工事の請負契約は、契約金額1億4190万円

で株式会社渡辺工務店と契約を締結するものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この工事請負契約の工期でございます。令和2年1月31日までとなっております。大治西小学校のトイレの改修工事のほかにエアコン設置がございます。そこら辺工事の日にちがダブるのかどうか。このトイレ改修工事の段取り、そこら辺を御説明いただき、また、もしダブった場合大抵支障がないと思うんですがそこら辺の観点はどうなっているのか、お聞きいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長（吉川孝志君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（吉川孝志君）

工期の質問ですが、契約締結後は工事業者と工程を提出後、日程調整し、エアコンの業者とも調整しながら進めていく予定です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第8号は会議規則第39条第3項の規定より委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11、同意議案第2号教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育長平野香代子さんは退場していただきたいと思います。

〔平野香代子君 退場〕

○議長（横井良隆君）

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第2号教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を教育長に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。令和元年6月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、平野香代子教育長の任期が令和元年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き教育長に任命するものでございます。

○町長（村上昌生君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。教育委員会でございますが、今議会の議案の中にも入っております中学校の夜間照明施設の落下など施設面のいろいろな事故等多々ありました。全てが教育委員会また教育長の責任ではございませんが、教育長の立場は教育委員会の会務を総理する。全ての責任者でございます。ただ、いろいろ改善に努められていることも事実でございますし、いろいろ改善されているのも事実でございます。

そこで町長にお聞きします。教育長いろいろこの間教育委員会で問題はあったけれどもいろいろ改善がされてきている。よって、引き続き教育長に任命するのが妥当だと考えているのか。もしくは全然問題がない。一点の曇りもないので教育長に再任するのか。どちらなのか。その点町長の見解をお願いいたします。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

真摯で実直、これ以上の方はないと思って提案させていただいております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

それは私も認めるものでございます。しかしながら、教育委員会として問題があった。今まで施設面などなどそれを踏まえた上で改善しているからいいと思っているのか。それとも、いや全然問題がなかったと捉えているのか。今までの教育委員会に対する捉え方、当然議会の中でもいろいろ問題点指摘されている方、多々ございます。その町長としての考えをお願いいたします。質問に関して的確にお答えください。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

問題点というのは何のことを御指摘をしているのか。それは問題点いろいろあるでしょう。いろんな施策を打っていく間に問題、部局だけでなくいろんな問題はございます。そういうものが発生しましたら速やかに対処していくということで対応しておりますので間違いのない人物だということで提案をさせていただいております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

今、町長に答弁いただきまして問題点があるということはやっぱりお認めいただいた。しかしながら、改善に向けてしっかりやっているという立場だということで了解いたしました。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意議案第2号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意議案第2号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決いたします。

同意議案第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

平野教育長の入場を認めます。

[平野香代子君 入場]

○議長（横井良隆君）

日程第12、同意議案第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和元年6月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大竹正吾委員の任期が令和元年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き委員として任命するものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意議案第3号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意議案第3号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決いたします。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第13、発議第1号県の子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

発議第1号県の子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年6月5日提出、提出者吉原経夫。

この意見書でございます。県の子ども医療費助成制度、小学生・中学生の通院については助成対象でないため、大治町の全額負担になっております。一般質問の中でも町長の答弁にもありましたように町長もこの考え方に賛成ということで町村会としても愛知県の方に要望しているというところでございます。よって、皆様御賛同していただくようお願いしたいと思います。また、議長会等々今のところこういう意見書を出すという話ではございませんので、まず大治町議会から出していくべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員、どうぞ。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。この意見書の文面でいきますと54市町村中50市町村、また6市町村では18歳年度末まで無料と書いてありますが、この4市町村及び6町村はどこでしょうか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。林 健児議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、中学校卒業まで無料でないところ。多くは1割とか2割負担でございますが、半田市、常滑市、愛西市、北名古屋市でございます。また、6町村で入院・通院とも18歳年度末まで無料。これは東郷町、飛島村、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村でございます。また、ちょっと質問にはございませんが18歳年度末まで入院だけ無料なのが犬山市、みよし市、津島市でございます。来年1月から名古屋市も入院だけ18歳年度末まで無料になるというようにちょっと愛知県などに確認をしております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員、どうぞ。

○7番（林 健児君）

今、より一層の拡充を求められるという意見書なんです、この意見書を出して拡充すると県の負担金、それがどれぐらいになるのか。そして対象者は何名ぐらいおられるのか。その点をお願いします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

済みません、ちょっと金額また対象者等は調べておりませんが、当然愛知県にとって

は負担増になりますが、お隣の静岡県は同様のことをやっておりますので愛知県の方が財政力、静岡県より豊かでありますので当然できるのではないかと考えております。以上でございます。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員、どうぞ。

○7番（林 健児君）

静岡県は一部所得制限がついているかと思うんですね。このふえる、どれだけ負担なのかわからない負担金をどこから出そうとしているのか。その点をお願いします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

私、大治町議会議員でございますから大治町の財政、財源等々を考えるのは当然でございますが、これは愛知県に要望しております。愛知県の中でどの財源を使うのかということに関して大治町議会議員としてそこまで調べる必要はないというか、逆にそこまでいうのは失礼であると考えておりますのでこれは愛知県が考えていただくことだと考えております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫君議員、どうぞ。

○11番（服部勇夫君）

11番服部でございます。質疑をさせていただきます。前議員のところでも試算的な質問が出ておりましたが、まず1点目は大治町としてこの制度を導入した場合、どれだけの試算をしてみえるのか。それによって県の補助が対象になってくるとは思います。まずその1点をお聞きしたいと思います。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

具体的に幾らということはちょっと調査をしておりませんが、当然小学生・中学生の通院部分、2分の1補助してもらえれば……

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員、質問に答えなさい。

○9番（吉原経夫君）

ですから、そこら辺大治町としては負担は減るということで提案をさせていただいております。ただ幾らというのは当然年度によっても違いますし、そこら辺調査はしておりません。以上でございます。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員、どうぞ。

○11番（服部勇夫君）

引き続きの質問でございます。今お聞きして身近である我々議会、町としての試算割合もしていないという御提案であります。特に18歳年度末まで無料にしていくとなれば中学校卒業された18歳までですので、もっと詳しい資料集めをして提案をされるべきだと考えますが、その辺の点はいかがですか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

負担増となる場合は当然調べる必要がありますが、負担減になりますし、またこの意見書については先ほど服部議員18歳年度末と言われましたが、私個人の考えとしては18歳年度末まで無料にすべきだと考えますが、この意見書にはそんなことうたっておりません。ですから、議題外の質問だと思います。ですから、18歳年度末までどれくらいお金がかかるか答える必要はないと思います。以上でございます。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員、どうぞ。

○11番（服部勇夫君）

意見書にうたわれていないから試算をしないとかそういう問題ではなくて、当然こういう提案をしてくるものには基礎的資料というのを当然つけるべきであって、そういう

調査検討をしがてら御提案をしていくものだと考えます。その点を怠ってのことだと思  
いますが、その辺のところをお認め願っているような答弁をされていると思います。そ  
ういう点で意見書が上がってきているということでその辺のところをもう一度確認なん  
ですが、資料的な調査検討をどこまで行われてこういう提案になってきたかということ  
をもう一度お答え願いたいと思います。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。当然意見書にある内容、先ほど林 健児議員から質問が  
あった市町村のこと等は当然調べております。しかし、お金、費用的な面に関してはこ  
れは負担減になるはずなんですよ。負担増ならこれぐらい負担増になると調べなきゃい  
けません、負担減になるのをこれだけ負担減になるとかいうのをあえて調べる必要は  
ないと考えております。負担増になるなら当然調べなきゃいけないし、それに対して財  
源どうなんだと町長はいつも言われますが、そういうようなことは必要だと思いますが、  
これは負担減になる話ですから。そのことを事細かく調べる必要は私はないのではない  
かと考えております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

6番松本英隆です。難しい言葉は使いません。中学校卒業まで今大治町はなっている  
と思うんですね。減という話なんです、逆にこれしなかったらどれだけ負担がふえて  
いくのかということです。今中学校までやっているんですが、それに対してそれだけ負  
担になっているのかどうかという声も町側からあんまり聞くことないんですね。これを  
下げたことによって今までどれだけ負担増になっていたのかということはどうですか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

どれだけの金額はございませんが、何年前かな、ちょっと何年前か忘れました。七、八年前大治町として前の岩本町長のときに中学校卒業まで通院・入院無料にしたと。そのときに当然その当時財源はありましたが、それ以降一度やった制度は財源等々は優先的に考えなきゃいけない、やめない限り。これは当然公の場では言われておりませんが、現町長からも個人的にはやっぱり負担にはなると。当然お金がかかれば負担になるわけです、ということは聞いております。ただ、具体的に幾らというのは聞いておりませんが当然負担増になる。ただ、必要な負担だと私は考えておりますが、それを大治町じゃなくて愛知県がやってくれれば、また、国がやってくれれば大治町としては助かる、そういう内容の意見書でございますので、この意見書の趣旨を皆様御理解いただきたいと思います。内容を事細かく数字的に精査するのではなく方向性として考えていただきたい。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第1号の原案に反対の方の発言を許します。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員、どうぞ。

○11番（服部勇夫君）

11番服部でございます。この意見書に対して反対する立場で討論をさせていただきます。先ほどの質疑の中にもありましたように、いろいろ基礎的試算はしなきゃいけないだろう。それもせずにおいて意見書だけ、助成を受ける立場としてという意見書だというふうに捉えました。そういう点では余りにも無謀な意見書である。助成を受けるにどれだけのものでどれだけ助成を受けなければならないかということはきちっと示さなきゃいけないと考えます。言い方を変えれば助成をもらえるなら何でもいこうという考え方のもとで意見書を出されるのは大変危険な意見書の提出の仕方でありますので、そういう方面をもって反対をさせていただきます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。これは意見書であって行政側の予算・決算書ではございません。ですから、事細かくそういう数字を述べる必要はない。また、結局これによってトータルとして負担増になるわけではない。大治町が負担しているのを県に負担してもらおうというだけで結局全体としてみて何か負担増、トータルとして負担増になるわけでもございません。どこに負担をしてもらうのかという話でございますので、あえてそんな金額等々を私は出す必要がないと思っております。ただ、趣旨的にこれは町長も賛成している。また、町村会も県に要望している内容でございます。意見書文面的にどこもおかしいところはないと思います。提案者が調査が不足している等々、言われればその点私認めることはやぶさかではございませんが、やはり意見書の文面、趣旨で判断していただきたい。そうすれば誰も反対することができない意見書案であると私は考えます。その点皆様御判断の上、ぜひとも賛成していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 1名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

日程第14、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 休憩

午前10時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和元年6月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 手 嶋 いずみ

署名議員 後藤田 麻美子